

行政 監 査（テーマ監査）

テ ー マ 個人情報管理について

監査対象 19所属（個人情報の漏えい・紛失に係る事務事業事故等35件）

監査期間 令和5年10月23日～令和6年3月28日

テーマを「個人情報の管理について」に設定し、関係書類の調査、職員からの説明聴取等を行いました。

監査の結果、指摘事項はありませんでしたが、3件の指導を行いました。また、4件の業務意見を付しました。

●主な業務意見

- ・保有個人情報取扱業務登録簿の適切な登録と新たな個人情報保護制度の周知について

市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条の規定により、市の機関等は保有個人情報取扱業務について登録簿を備え付けなければならないとされていますが、複数の所属において、登録簿に登録されている業務と実際に個人情報を取り扱っている業務との対応関係が不明確となっているものが散見され、登録簿に対する意識の希薄さが認められました。

各所属においては、個人情報を取り扱っている業務と登録簿の登録内容について改めて点検を行い、新たな登録や更新が必要となる場合は速やかに対応することが求められます。また、施行条例を所管する総務課においては、各所属に対して適時適切な登録が行われるよう周知徹底されることを望みます。

加えて、今回監査の対象となった所属の多くが、個人情報保護制度の改正を受けての個人情報の取扱いについて、制度改正そのものへの認識が足りていないと感じられました。総務課においては、各所属が円滑に事務手続を進めることができるよう、令和3年度に改正された新個人情報保護法施行に伴い事務の取扱いに変更が生じている点について継続して周知するとともに、個人情報を取り扱う職員の意識の向上が図られるよう、様々な機会を活用し継続的な取組が行われることを望みます。